



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

# NEWS LETTER

9月1日は防災の日です。また9月は台風などによる風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策の見直しをしてみてもはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

9

2016



## ■相続税の申告とマイナンバー

- 
- 8月より雇用保険の  
介護休業給付金に変更されました
  - 国勢調査にみる労働力人口の推移
  - 中小企業の事業での  
インターネット利用状況

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

# 相続税の申告とマイナンバー



相続税の申告の際に、マイナンバー（個人番号）の記載は必要なのでしょうか。

**A** 相続税の申告について、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈（死因贈与を含む、以下「相続等」）により取得した財産に係る相続税の申告書から、マイナンバーの記載が必要となります。

## マイナンバーの記載対象者

相続税の申告書にマイナンバーを記載する対象者は、被相続人（亡くなった人）及び、当該相続等により財産を取得した人（以下「相続人等」）です。

ただし、被相続人のマイナンバーカードなどからマイナンバーを確認することができない場合には、被相続人のマイナンバーを記載する必要はありません。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-2】」より）

## 番号確認書類と身元確認書類

マイナンバーを記載した申告書を、税務署へ提出する際には、原則、本人確認書類としてマイナンバーを確認する書類（番号確認書類）と身元確認用の書類（身元確認書類）の写しの添付をする必要があります。

マイナンバーカードであれば、1枚で番号確認書類と身元確認書類を兼用することができます。この場合は表面と裏面の両方の写し

が必要です。他方、番号確認書類が通知カードである場合には、別途次のような身元確認書類が必要です。

### 〔番号確認書類が通知カードの場合の身元確認書類の例〕

身元確認書類に写真が表示されているか否かによって、下表のように用意する書類の数が異なります。

身元確認書類（例）		身元確認として提示等が必要な部分
（写真表示あり） 左記のうち1つ	運転免許証	写真、氏名、現住所、生年月日が確認できる部分
	パスポート	
	身体障害者手帳	
	住民基本台帳カード	
	在留カード	
（写真表示なし） 左記のうち2つ	住民票の写し	氏名、現住所、生年月日が確認できる部分
	戸籍謄本または抄本	
	印鑑証明書	
	各種被保険者証 （健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）	
	年金手帳	

マイナンバーが記載されている住民票の写しを提出する場合に、相続人等以外のマイナンバーが記載されているときは、マスキングをするなど相続人等以外のマイナンバーが見えないように注意しましょう。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-5】」より）

また被相続人のマイナンバーについては、本人確認措置の規定の適用がないため、本人確認書類の提示等は必要ありません。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-3】」より）

### 複数の相続人等がいる場合

複数の相続人等がいる場合には、同一の書面にマイナンバーを記載しなければなりません。

そのため、他の相続人等に対して自ら記載したマイナンバーが見えてしまう状態にあります。例えば、Aさんがマイナンバーを記載した相続税の申告書第1表（続）をBさんへ渡すと、AさんのマイナンバーがBさんに見えてしまいます。このような行為は番号法上の特定個人情報の提供には該当しませんが、Bさんが、Aさんのマイナンバーを書き写す、コピーを取るなどの行為は、番号法で禁止されています。

また、BさんがAさんの本人確認を行う必要はありません。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-4】」より）

### 申告書控えを保存する場合

相続人等が各自で保存する申告書の控えについて、自分以外の他の相続人等のマイナンバーが記載された状態で保存することは、番号法において禁止されています。もし、保存する申告書の控えに、他の相続人等のマイナンバーが記載されている場合は、自分以外のマイナンバーが見えないようにマスキングする、あるいは提出する申告書を控えとしてコピーする際にマイナンバーを隠すなどの対応が必要です。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-6】」より）

### 準確定申告にもご注意を

被相続人が亡くなった年分の所得税の確定申告について、相続人等が行うことを“準確定申告”といいます。この場合において、相続人等のマイナンバーを記入し、当該相続人等に係る本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

複数の相続人等がいる場合には、相続税の申告と同様に、基本的には同一の書面にマイナンバーを記載することとなります。この場合のマイナンバーの取扱いは、相続税の申告と同様です。

## 8月より雇用保険の 介護休業給付金が変更されました

家族を介護するために介護休業を取得した場合で、一定の要件を満たした場合には、雇用保険から介護休業給付金が支給されます。この介護休業給付金が、8月から変更となりました。

### ■ 引上げとなった支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%とされていましたが、平成28年8月からは、67%に引上げられました。対象になる休業は、平成28年8月1日以降に開始したものであり、7月31日までに開始しているものは、これまでどおり40%となります。なお、8月1日以降に再度開始した介護休業については67%となります。

賃金が支給される場合には、介護休業給付金の一部が減額され、または、支給されない場合がありますが、今回の変更により、休業開始時賃金月額1万円の従業員が3ヶ月（1ヶ月を30日とする）の介護休業を取得した場合には、支給総額は36万円から60万3千円に増額となります（下図参照）。

多くの企業で介護休業中は賃金を支給しないという取扱いが行われているかと思われますので、この引上げは介護休業取得者の所得補償として、かなり大きなものになります。

### ■ 支給回数の制限の緩和

介護休業給付金は、これまで同一の対象家族について、同一の要介護状態を介護するための休業について1回のみを支給対象としていました。今回、この取扱いも緩和され、対象家族1人につき3回までの休業に対して支給されることになりました。

### ■ 賃金日額の上限額の変更

介護休業給付金の支給額は休業開始時の賃金に基づき決定されますが、上限額が設けられています。この上限額は、一定の年齢ごとに区分された雇用保険の賃金日額の上限額を基に決められますが、これまでの「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」（A）から、平成28年8月1日以降に開始した介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」（B）を適用することになりました。一般的には、AよりBが高くなっており、上限額に達するような賃金額が支給されていた場合、休業開始時の賃金が高くなるため、介護休業給付金の額がさらに高くなります。

図 支給額の比較

■平成28年7月31日までに介護休業を開始 支給率：40%				■平成28年8月1日以降に介護休業を開始 支給率：67%			
1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月		1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	
40%	40%	40%		67%	67%	67%	
12万円	12万円	12万円	36万円	20万1千円	20万1千円	20万1千円	60万3千円

平成29年1月には改正育児・介護休業法が施行され、介護休業の分割取得等が認められることとなります。今回の介護休業給付金の支給率の引上げは、改正育児・介護休業法よりも先行して行われるような内容になっています。

# 国勢調査にみる労働力人口の推移

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、企業における人材不足は大きな問題となっています。ここでは、平成28年6月に発表された国勢調査の抽出速報集計結果（※）から、最新の労働力人口とその推移などをみていきます。

## 労働力人口の推移

平成27年の15歳以上人口は1億934万人、うち労働力人口は6,075万人となりました。15歳以上人口は22年が最多ですが、労働力人口は12年以降、減少傾向にあります。男女別では、男性は12年から減少が続いており、女性も22年から減少に転じています。労働力率については、男性は低下していますが、女性は17年以降わずかに上昇しています。

15歳以上人口および労働力人口の推移（千人、%）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳以上人口	105,426	108,225	109,764	<b>110,277</b>	109,340
労働力人口	<b>67,018</b>	66,098	65,400	63,699	60,753
男性	<b>40,397</b>	39,250	38,290	36,825	34,321
女性	26,621	26,848	<b>27,110</b>	26,874	26,432
労働力率	63.9	62.1	61.5	61.2	59.8
男性	79.4	76.5	75.3	73.8	70.8
女性	49.3	48.7	48.8	49.6	49.8

総務省統計局「平成27年国勢調査抽出速報集計結果」より作成

## 年齢階級別にみる労働力人口

27年の労働力人口は、男女とも40～44歳が最も多くなりました。また男女とも、40代の労働力人口が他の年代に比べて多くなっています。なお男性は、20代よりも60代の労働力人口が多い状況です。

労働力率が最も高いのは、男性が35～39歳、女性が25～29歳です。男性では、25～59歳までが90%を超えており、女性は25～54歳までが70%を超えました。

少子高齢化の進展により若年人口が減少し、労働力人口も男性の減少が目立っています。企業は労働力人口の推移も考慮して、自社の人材採用・育成を進めていくことが大切です。

平成27年年齢階級別労働力人口と労働力率（千人、%）

	男		女	
	労働力人口	労働力率	労働力人口	労働力率
全体	34,321	70.8	26,432	49.8
15～19歳	434	15.4	383	14.2
20～24歳	1,950	69.0	1,865	69.7
25～29歳	2,659	94.2	2,225	<b>80.9</b>
30～34歳	3,041	96.5	2,282	72.4
35～39歳	3,572	<b>97.0</b>	2,657	72.4
40～44歳	<b>4,239</b>	96.8	<b>3,312</b>	75.7
45～49歳	3,783	96.5	3,093	78.0
50～54歳	3,486	95.7	2,831	76.4
55～59歳	3,267	94.0	2,508	69.6
60～64歳	3,164	80.6	2,164	52.3
65～69歳	2,506	56.4	1,633	34.0
70～74歳	1,229	35.9	811	20.4
75歳以上	993	16.5	667	7.0

総務省統計局「平成27年国勢調査抽出速報集計結果」より作成

（※）総務省統計局「平成27年国勢調査抽出速報集計結果」

国勢調査のすべての調査事項に関する主要な統計表を早期に提供するもので、集計は全世帯の約100分の1を抽出して行われました。そのため結果数値は今後発表される全数集計による結果数値とは必ずしも一致しません。労働力人口とは就業者と完全失業者を合わせた人数をいい、労働力率とは15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口の割合のことをいいます。詳細は次のURLのページから確認できます。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>

# 中小企業の事業での インターネット利用状況

企業（従業者数100人以上）のインターネット普及率は、総務省によると平成26年末時点で99.6%になっています。では、中小企業のインターネット利用状況はどうなっているのでしょうか。ここでは、信金中央金庫地域・中小企業研究所が28年6月に発表した資料（※）から、中小企業の事業上のインターネット利用状況をみていきます。

## 50%弱が自社ホームページを開設

上記資料から、中小企業のインターネット利用状況と業種別の自社ホームページ（以下、HP）開設割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】インターネットの利用・自社HPの開設状況（%）

業種	利用している			利用していない
		自社HP開設している	自社HP開設していない	
全体	75.2	49.2	26.1	24.8
製造業	77.4	51.8	25.5	22.6
卸売業	74.7	47.1	27.6	25.3
小売業	62.7	37.7	25.0	37.3
サービス業	76.3	54.2	22.0	23.8
建設業	80.0	46.5	33.6	20.0
不動産業	83.6	63.9	19.6	16.4

信金中央金庫地域・中小企業研究所「中小企業における事業上の情報収集・発信について」より作成

インターネット利用割合は全体で75.2%、うち自社HPの開設割合は49.2%となりました。ちなみに前回（18年）の結果では、インターネット利用割合は67.3%、自社HP開設割合は32.2%であり、10年経ってHP開設割合が50%程度になったこととなります。

業種別では、製造業、サービス業、不動産業で自社HP開設割合が50%を超えています。一方、小売業は37.7%と最も低くなりました。

## 情報発信でのインターネット活用

次に広告や宣伝、販売チャネルなど取引推進上の情報発信媒体として、インターネットを活用している割合をまとめると表2のとおりです。

【表2】取引推進上の情報発信におけるインターネットの活用状況（%）

	自社HP (ブログ含む)	インターネット (HP以外)
全体	33.5	16.9
製造業	36.5	15.6
卸売業	30.8	16.3
小売業	23.3	15.4
サービス業	37.2	20.0
建設業	32.5	12.7
不動産業	43.6	30.1

信金中央金庫地域・中小企業研究所「中小企業における事業上の情報収集・発信について」より作成

取引推進上の情報発信に自社HPを活用している割合は全体で33.5%、HP以外のインターネットを利用している割合は16.9%となりました。前回（24年）の調査では、自社HPが29.7%、インターネットが15.5%であり、今回の結果ではわずかに割合が高くなりました。

中小企業でも、これからインターネット利用を進める企業もあるでしょうが、利用目的を明確にするとともに、その効果についても定期的に確認し、必要に応じて利用方法を変化させていくことが必要でしょう。

（※）信金中央金庫地域・中小企業研究所「第164回全国中小企業景気動向調査【特別調査 中小企業における事業上の情報収集・発信について】」

平成28年6月に実施された調査です。有効回答数は14,106企業で、そのうち72.1%が従業員数20人未満の企業です。詳細は次のURLのページで確認できます。<http://www.scbri.jp/PDF/tyuusyokigyoku/release/release164.pdf>

台風シーズンを迎えますので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことが大切です。

2016年9月

## お仕事備忘録

### 1. 9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

### 2. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

### 3. 障害者雇用支援月間

### 4. 内定式の準備

### 5. 防災や安全対策の見直し

#### 1. 9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.354%引き上げられます。その結果18.182%となります。変更後の保険料率は平成28年9月分（10月納付分）から平成29年8月分（9月納付分）まで適用されますので、給与からの控除間違いのないように注意が必要です。

#### 2. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付分）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

#### 3. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成27年4月から障害者雇用納付金制度の申告対象事業主が拡大され、常時雇用している従業員数が100人を超え200人以下のすべての事業主も対象となりました。特に障害者の法定雇用率を満たしていない企業は、障害者雇用に向けて採用活動を強化しましょう。

#### 4. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

#### 5. 防災や安全対策の見直し

##### [防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

大雨で雨もりがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備や使用期限等の見直し

・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

##### [安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。悪質・危険運転に対する罰則強化（自動車運転死傷処罰法・平成26年5月施行）、業務上の自動車運転につき事業主は従業員に正常な運転に支障が生じる恐れがある病気の有無の確認（改正道路交通法・26年6月施行）、自転車の危険行為の取締り強化（改正道路交通法・27年6月施行）など、ここ数年に渡って改正が行われています。この機会に安全運転の徹底を強化しましょう。

# お仕事 カレンダー

2016.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	友引	
2	金	先負	
3	土	仏滅	
4	日	大安	
5	月	赤口	
6	火	先勝	
7	水	友引	白露
8	木	先負	
9	金	仏滅	
10	土	大安	
11	日	赤口	
12	月	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	友引	
14	水	先負	
15	木	仏滅	
16	金	大安	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	土	赤口	
18	日	先勝	
19	月	友引	敬老の日
20	火	先負	
21	水	仏滅	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	木	大安	秋分 秋分の日
23	金	赤口	
24	土	先勝	
25	日	友引	
26	月	先負	
27	火	仏滅	
28	水	大安	
29	木	赤口	
30	金	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）